第明治三十五種郵便物認可

14～17　［略］

18　「【意匠の創作をした者】」、「【意匠登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記録すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。この場合において、旧意匠法施行規則第28条第２項において準用する特許法施行規則第27条第１項の規定により意匠登録出願人の権利について持分を記録するときは、「【意匠登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「○／○」のように分数で記録し、意匠登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される意匠登録出願人を第一番目の「【意匠登録出願人】」の欄に記録し、「【意匠登録出願人】（意匠登録出願人の権利について持分を記録する場合にあっては、「【持分】」）の次に「【代表出願人】」と記録する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律第３条第１項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第１項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「○○の持分は、民法第667条第１項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【意匠の創作をした者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【意匠の創作をした者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【意匠登録出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍・地域】）
【意匠登録出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍・地域】）
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】

19　［略］

△

○

○

14～17　［略］

18　「【意匠の創作をした者】」、「【意匠登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記録すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。この場合において、旧意匠法施行規則第28条第２項において準用する特許法施行規則第27条第１項の規定により意匠登録出願人の権利について持分を記録するときは、「【意匠登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「○／○」のように分数で記録し、意匠登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される意匠登録出願人を第一番目の「【意匠登録出願人】」の欄に記録し、「【意匠登録出願人】（意匠登録出願人の権利について持分を記録する場合にあっては、「【持分】」）の次に「【代表出願人】」と記録する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律第３条第１項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第１項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「○○の持分は、民法第667条第１項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【意匠の創作をした者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【意匠の創作をした者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【意匠登録出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍】）
【意匠登録出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍】）
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】

19　［略］